

添付資料

区分	添付書類	留意点	権利移動を伴う	
			農地のまま 3条申請 1部	
申請者 適格 確認 書類	住民票の一部の写し	登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合、発行日後3ヶ月以内のものであること。	△	
	法人 の 場合	法人の登記事項証明書	発行日後3ヶ月以内のものであること。	△
		定款又は寄附行為の写し	要、原本証明。	△
	会則、役員名簿等	法人格のない団体の場合。	△	
申請 土地 及 周辺 状況 確認 書類	土地の登記事項証明書 (全部事項証明に限る。)	発行日後3ヶ月以内のものであること。	○	
	位置図	県許可の場合。申請地の位置を明示すること(1/50,000程度)。		
	見取図	申請地の位置の周辺の市街化及び営農の状況を明示すること。 (半径300m程度)	○【様式1】	
	字限図	法務局保管の字限図の写しであること。 里道(赤線)、水路(青線)で明確にすること。 隣接するすべて土地について、地番、地目、所有者、耕作者を記入。	○	
申請 目的 実現 の 確 実 性 、 計 画 面 積 確 認 書 類	営農計画書	取得しようとする農地の利用及び事業計画書	○【様式2】	
	事業計画図	1 以下について明示すること。 ① 建築物(平面図、立面図、配置図) ② 進入路 ③ 用排水施設 2 露天資材置場の場合は、何を何処に置くのかを明示すること。 3 露天駐車場の場合は、駐車区画を明示すること。		
	使用貸借契約書	使用貸借による場合。	△(農業会議様式)	
	賃貸借契約書	賃貸借による場合。	△(農業会議様式)	
	同 意 書	区長及び農会長		
		取水又は排水に係る 水利権者	転用しようとする農地等にかかる水利等がある場合。	
		隣接農地の所有者及び 耕作者	転用しようとする農地等に隣接した農地等がある場合。	
	小作農	小作地を小作農以外の者が所有権を取得する場合(許可申請前6ヶ月以内のものに限る)		
小作地でなくなったことを 証する書面	申請地が賃貸借の目的となっている場合、次のいずれかの書面 ① 法18条第1項の規定による許可書 ② 同条第6項の規定による解約の申入れ等の通知書の写し	△		
耕作証明、農地基本台帳(写)	1 譲受人の耕作の用に供すべき農地等の全部が市内にある場合は、省略することができる。 2 譲受人が農業生産法人の場合は、農地基本台帳(写)に代えて農業生産法人台帳(写)を添付すること。 3 譲受人が農業生産法人以外の法人の場合は、添付不要。	△		

※表中の養父市役所には、養父地域局、大屋地域局及び関宮地域局を含むものとする。

添付資料

所定申請用紙
養父市役所
法務局
法務局
農地政策課
法務局
農地政策課
農地政策課
農業委員会